

# 下野農業協同組合と栃木県立栃木農業高等学校との包括連携に関する協定書

## (目的)

第1条 この協定は、下野農業協同組合（以下甲という）と栃木県立栃木農業高等学校（以下乙という）が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、かつ発展させるとともに、農業分野に関する包括的な連携を推進することにより、農業に関する諸課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

## (連携事項)

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組むものとする。

- (1) 農業振興のための課題解決に関すること。
- (2) 農業に携わる人材の育成及び地域振興に関すること。
- (3) 地域への指導及び技術の普及に関すること。
- (4) 6次産業化の推進と地域特産品の普及啓発に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な分野に関すること。

2 前項各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項が生じたときは、甲と乙とが協議するものとする。

## (連携の推進)

第3条 甲と乙は、この協定に基づく相互の連携強化、及び協働による取り組みを円滑に推進するため、定期的な情報交換、及び協議の実施に努めるものとする。

## (秘密保持義務)

第4条 甲と乙は、この協定の連携に基づく活動によって、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中、有効期間終了後の如何に関わらず、事前に相手方の同意を得たものを除き第三者に対して開示、又は漏えいしてはならない。

2 この協定の連携による個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、かつこれに対応するものとする。

## (有効期間)

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は2年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、両者のいずれからも特段の申し出がない場合は、さらに2年間更新し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

平成30年 11月30日

(甲) 栃木市片柳町2丁目1番44号  
下野農業協同組合 代表理事組合長

(乙) 栃木市平井町911番地  
栃木県立栃木農業高等学校 校長

神永信男

鈴木真之